# 「いしかわ支え合い駐車場制度」 に対する協力のお願い

石川県では、障害者等用駐車場の適正な利用を図るため、いしかわ支え合い 駐車場制度を実施します。

## いしかわ支え合い駐車場制度の概要

## ▶ いしかわ支え合い駐車場制度とは

日常的に多くの方が利用される施設の障害者等 用駐車場の適正利用を図るため、利用対象となる 方に県内共通の利用証を交付する制度です。

## [利用証の交付対象者]

利用できる方は、障害者、高齢者、難病患者、 妊産婦、けが人等で歩行が困難な方です。

※対象者の詳細については、県ホームページに掲載しています。



## 〔利用証の種類〕

▼車いす使用者等用



▼車いすを使用されない ▼妊産婦、けが人等用 障害者、高齢者等用





## 【利用証の使用方法】

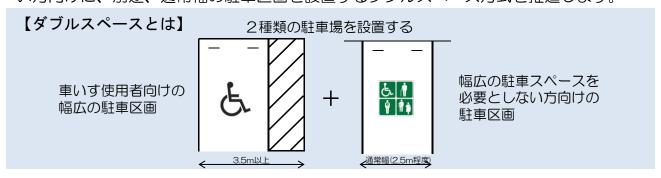
案内表示のある駐車場を利用する際 は、ルームミラーに利用証をかけて、 車外から見えるように掲示します。



#### ▶ 利用できる駐車場

利用証は、協力施設の障害者等用駐車場で、専用の案内表示が掲示されている「いしか わ支え合い駐車場」で利用できます。

石川県では、とくに、車いす使用者向けの幅広の駐車区画に加え、車いすを使用されな い方向けに、別途、通常幅の駐車区画を設置するダブルスペース方式を推進します。



障害者等用駐車場が整備されている施設のみなさまには、制度へのご協力をお 願いします。

#### > 対象駐車区画の確保

来客用の駐車区画の中から、「いしかわ支え合い駐車場」を設置する区画を決定してください。

## [いしかわ支え合い駐車場とすることができる区画]

駐車区画には、車いす使用者等優先区画と、通常幅の駐車区画の2種類があります。



#### ▶ 協力届出書の提出

「いしかわ支え合い駐車場協力届出書」に必要事項を記入のうえ、下記届出先まで郵送、 FAXまたは電子メールにてご提出ください。

※協力届出書は、石川県のホームページからダウンロードできます。

## [届出書をご提出いただくと]

- 駐車スペースに掲示するための案内表示用ステッカー、ポスター、チラシを提供します。
- 県のホームページに施設名を掲載します。

## ▶ 専用の「案内表示」の掲示

対象の駐車区画に、案内表示を設置してください。



## ▶ いしかわ支え合い駐車場制度の広報への協力

県が提供する制度のポスターを施設に掲示し、広報にご協力ください。

#### ▶ お客様への対応

お客様から制度についてたずねられた場合は、チラシを活用して説明してください。

【お問い合わせ・届出先】

石川県健康福祉部障害福祉課 管理グループ 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1426 / FAXO76-225-1429

E-mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.ip

石川県ホームページ http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/index.html

